

## 淀川水系流域委員会 第8回利水・水需要管理部会 結果概要

開催日時：2006年11月23日（木）13：30～17：30

場 所：コープ・イン京都 2階 大会議室

参加者数：委員11名、河川管理者（指定席）13名

一般傍聴者（マスコミ含む）39名

※本稿は、議事の概要を簡略にまとめたものです。詳細な議事内容については、後日公開される議事録をご参照下さい。

1. 決定事項
2. 報告の概要
3. 審議の概要
  - ① 「利水・水需要管理部会報告書（案）たたき台について」
    - 「はじめに」について
    - 第1章「淀川水系における利水政策の考え方と課題」について
    - 第2章「開発行政からの転換」について
    - 第3章「水需要管理の具体的施策の検討」について
    - 第5章「まとめ」、「おわりに」について
  - ② 今後の進め方について
4. 一般傍聴者からの意見聴取

### 1. 決定事項

- ・利水・水需要管理部会報告書（案）「水需要管理に向けて」への意見がある場合は12月1日までに提出する。

### 2. 報告の概要

庶務より、報告資料1～3「第4～6回利水・水需要管理部会検討会結果報告」を用いて経過報告がなされた。

### 3. 審議の概要

#### ① 「利水・水需要管理部会報告書（案）たたき台について」

審議資料1-1「利水・水需要管理部会報告書（案）「水需要管理に向けて（161123版）」」、審議資料1-2「利水・水需要管理部会報告書（案）「水需要管理に向けて（161123版）」への意見」、審議資料1-3「「水需要管理に向けて（161123版）」の意見」を用いて、「水需要管理に向けて（161123版）」について意見交換がなされた。主な内容は以下の通り。

- ・利水・水需要管理部会報告書（案）「水需要管理に向けて」は、利水・水重要管理部会の報告書

になるのか、流域委員会の報告書になるのか。報告書(案)の審議は、実質的には本日で終わりののか。

←一部会から委員会への報告書であり、最終的には委員会の意見書として提出する(部会長)。

←一部会の報告書が委員会にあげられ、委員会でも意見を頂くことになる。頂いた意見が重要であれば意見書の内容を修正する(委員長)。

## ○「はじめに」について

・委員会の問題認識を端的に明らかにしておくことが重要だ。P2で「淀川の利水管理体制は一つの岐路に立っている」として委員会の問題意識を示しているが、さらに「21世紀には利水管理が不可欠であり、これまでの利水管理を根本的に変える必要性があり、今がそのチャンスだ」という点を入れてもらえればより明確になる。

・P2 ①～③で水需要管理の核心部分を集約しているが、無理矢理集約する必要はないのではないか。水需要管理を基本とした新たな総合水資源管理制度が必要だという点を指摘して、第1章以降で逐次説明していけばよいと考えている。

←①～③は結論になっている。議論の視点に限定して記述するか、「おわりに」に移動してはどうか。

・河川管理者による一定の効率的管理が実施されていることを「一定評価された」(P2)としているが、効率的管理は自然環境に非常にシビアな状況をもたらしている。

・「河川管理者は、事業中のダムに対しては「当面実施しない」から「規模を縮小して実施する」など具体的な計画変更を行い」(P2)としているが、計画変更をしたのではなく、ダムの方針を示したのである。修正をお願いしたい(河川管理者)。

←確かに計画変更ではない。適切な表現を教えて欲しい(部会長)。

## ○第1章「淀川水系における利水政策の考え方と課題」について

・利水安全度に関する記述がいくつか出てくる。利水安全度の低下は事実だと思うが、現段階ではその危険性を示しているだけなので、意見書では「利水安全度の低下に伴う危険性を水需要管理によって解決していくためのシミュレーションを行う必要がある」という意見を述べておいた方がよい。

・「利水安全度を評価するシミュレーションは不確かな要素を含み、施策に反映させるだけの信頼度はないと見るべきである」(P6)としているが、この書き方には賛成できない。少雨化傾向に関しては気象庁等からも資料が発表されている。真摯に受け止めるべきだ。

←河川管理者のどのシミュレーションが不確かな要素を含んでいるのか、具体的に指摘しておく必要がある。

・「1.3 課題の整理」(P6)には、結論が書かれている。あくまでも課題の整理に絞った方がよい。

## ○第2章「開発行政からの転換」について

・水資源管理と水需要管理が混同されている。この章では水需要管理について述べるべきなので、「水需要管理」に統一した方がよいのではないかと。

・「2.2 水需要管理を促す5つの要因」として、国と地方の財政問題を指摘しているが、財政問

題と水需要管理を関連づけるのは無理がある。水需要の拡大が当該地域の安定・繁栄にどうしても必要であれば、財政問題を克服して行政の最優先課題として取り組むべきだ。換言すれば、財政事情が好調な時にも水需要管理は必要な考え方だ。水需要管理は財政事情に左右されてはならない。水需要管理を促す要因から「国と地方の財政問題」を削除すべきだ。

←正論だと思う。水需要管理は財政事情にかかわらず進めなければならない。水需要管理が必要な理由は「環境」だ。利水が環境に影響を与えすぎている。水需要管理を促す要因として最初にあげるべきは「環境」だ。財政問題については、最後に付随的に書けばよいのではないか。

←公共事業のコストと利水事業の関係が気になっている。財政状況があらゆる公共事業のベースにあるべきだと考えて記述した（部会長）。

←コスト意識がなくダムによる水資源開発等について配慮が足りなかったはその通りだ。コスト問題は、財政問題と関係なく（財政状況がよくても）、取り組まなければならない。

←財政問題は水需要管理を促す要因の1つになっていると考えている。利水者は事業中のダムから撤退しようとしているが、財政問題が大きな要因になっているのではないか。水需要管理を促す要因の1つとして入れておいた方がよい。

←財政問題は削除した方がよい。「人為的なインパクトを河川に与えてきた、それが限界にきている」という点をまとめた方がよい。

←財政問題は水資源開発に関わってくる。水需要管理は財政のいかんに関わらず進めなければならない施策だ。財政問題を水需要管理を促す1つの要因とするのは論点がずれている。

←財政が好調な場合には水需要管理がなされないことが問題だと指摘しておけばよい。

- ・淀川水系の水資源開発率は非常に高く、コストの面でも限界にきている。このことが環境に大きな影響を与えているという点が報告書(案)では指摘されていない。
- ・「2.3 水需要管理の3本の柱」(P10)には、第4章「新たな淀川利水管理に向けた自治他・市民の役割」で提案している内容が含まれていない。水需要には市民（エンドユーザー）と地方自治体が大きな影響を与える。市民の意識・協力と地方自治体の政策が水需要管理の重要なポイントとなる。第4章「新たな淀川利水管理に向けた自治他・市民の役割」を水需要管理のもう1つの柱として追加すべきだ。
- ・「2.3 水需要管理の3本の柱」の記述の順番を改めた方がよい。他のページの記述順序に合わせて、「新たな総合水資源管理制度の創設」、「ソフトソリューション」、「環境コスト負担問題」という順番にした方がよい。
- ・「2.3 水需要管理の3本の柱」(P10)で「水価格制度の導入」について記述されているが、用語説明がないとわからない。箱書でもよいので説明があった方がよい。
- ・箱書の位置付けについて説明しておいた方がよい。箱書には「別の意見」、「用語説明」、「議論」等が書かれているので、それぞれの位置付けや趣旨が分かるような注釈があった方がよい。
  - ←P11の箱書には、報告書本文とは違う意見（環境コスト負担制度や環境流量）が書かれているが、できるだけ本文に入れ込んだ方がよいのではないか。

### ○第3章「水需要管理の具体的施策の検討」について

- ・「(4) 異常渇水の緊急水の補給」では、これまでに河川管理者から説明した内容（異常渇水対策とはBSL-1.5mを下回らないようにすること、洗堰操作規則における非常渇水時の規定の意味）が反映されていない。BSL-1.5mの下に異常渇水対策としての緊急水があるかのように記述されているが、そうであれば、その根拠と琵琶湖を含めた異常渇水対策になるという理由を記載して頂きたい（河川管理者）。

←事実上、BSL-2.0mは補償対策水位であり、すでに関係周辺の補償対策がなされたと理解している。河川管理者との見解の相違があるかとは思いますが、部会の意見だと思ってほしい（部会長）。

←部会の見解を委員会の意見書とするには慎重に検討しなければならない。

- ・三重県、伊賀市から報告書(案)への意見が提出されているので、説明をさせて頂きたい（審議資料1-2、審議資料1-3を用いて説明）。

←もっともな指摘だ。報告書(案)のあやふやな数値は削除すべきだ。

←修正すべき点は修正を行いたい。部会では伊賀水道用水供給事業について資料に基づいた議論をしていない。我々が受けた説明の範囲で報告書を作成したが、今後、ダムWGにて引き続き検討を行っていく（部会長）。

←三重県や伊賀市へのヒアリングを行った方がよい。よく分からない点もあるので、説明を受ける必要がある。

←ダムWGで対応するのは難しい。時間的な制約があるので無理だろう。

- ・利水安全度について、「河川管理者は政策決定のためのシミュレーションを行い、近年の少雨化傾向により利水安全度が低下している、との結論を得ている。これに対して部会では強い疑義が出され、シミュレーションの考え方や条件設定・計算方法等に信頼性は薄く、これから導かれた近年の水源施設の実力低下はほとんど根拠をもたないと結論されている」（P15）としている。水資源の安定は重要な課題なので、少雨化傾向が認められる時には、利水安全度の考え方が提起されるのは当然だ。また、河川管理者も責任を持って誠実にシミュレーションを行ったと思っているので、「ほとんど根拠を持たないと結論されている」という報告書(案)の記述には抵抗がある。実力低下があるとすれば、その実態が利水者や住民に徹底されることが重要なので、P15の最後の5行は削除した方がよい。

←シミュレーションは不十分であり、説得力に乏しい。利水安全度をベースに水需要を予測するのは時期尚早だ。ただ、報告書(案)の「ほとんど根拠を持たないと結論されている」という記述は厳しいので、「シミュレーションが不十分であり、利水安全度は慎重に検討すべき」というような記述にしてはどうか。

←委員会の提言になるので慎重に検討して頂きたい。利水安全度は利水権に応じた取水ができるかどうか基準になっている。水利権が大きめであれば、少雨化傾向によって流量が減っても被害に結びつくものではないし、被害が出たとしても水需要管理で対応するとい

うのが部会の基本的な意見だったと思っている。

←水利権量、供給可能量、実供給量をはっきりさせないといけない。供給可能量には、断水を回避するための義務供給量等のさまざまなレベルがある。こういった点についても触れておいて欲しい。

←第3章については再整理したい。ご意見や部会の雰囲気は理解できたので、できるだけ反映させる。12/1頃を目処に再修正版を委員に示したい（部会長）。

- ・「少雨化傾向と利水安全度」（P16）の大阪府に関する記述は削除して頂きたい。すでに決定されたことであり、こういった意見が出されると混乱する。

←委員会は大阪府が決定した計画に対して意見を述べる立場にない。「少雨化傾向と利水安全度」では、河川管理者への提言として「健全な水循環の観点からしても河川管理者は利水者との関係を明確に説明する必要がある」という意見を述べている（部会長）。

- ・部会長から「水源確保量が1万 m<sup>3</sup>/日足りないから安威川ダムで利水を行う」という説明がなされたが、事実誤認だ。当時、既得利水210万 m<sup>3</sup>/日に臨海工水からの転用12万 m<sup>3</sup>/日を加えた222万 m<sup>3</sup>/日が確保されており、必要な水源確保量231万 m<sup>3</sup>/日には9万 m<sup>3</sup>/日足りなかった。この9万 m<sup>3</sup>/日の中で紀の川利水、安威川ダム、工水転用が考えられた。

←河川管理者を通じて、「大阪府の利水計画では、必要な水源確保量231万 m<sup>3</sup>/日のうち、臨海工水や府営工業用水からの転用等によって230万 m<sup>3</sup>/日までは手当てがついており、残りは1万 m<sup>3</sup>/日」という説明がなされたと理解している（部会長）。

←大阪府の利水計画の説明をしたが、大阪府がそのような決定をしたという説明はしていない（河川管理者）。

←確認して頂きたい。既に確保された水源量210万 m<sup>3</sup>/日、臨海工水からの転用12万 m<sup>3</sup>/日、大阪府工業用水からの転用7万 m<sup>3</sup>/日、紀ノ川大堰1万 m<sup>3</sup>/日、安威川ダム1万 m<sup>3</sup>/日という計画になっているかどうかを確認して頂きたい（部会長）。

←確認したい。時間がない場合は、個別に説明させて頂きたい（河川管理者）。

- ・「3.5 治水との関係」（P29）には曖昧な表現が多い。「ダムの事前（予備）放流と治水容量と利水容量の振り替え」（P30）の方がわかりやすいのではないか。うまく組み合わせではどうか。

## ○第5章「まとめ」、「おわりに」について

- ・「おわりに」は意見書のまとめの部分だが、「おわりに」には、第4章「新たな淀川利水管理に向けた自治体・市民の役割」の内容に対応する文章がないので追加した方がよい。

## ② 今後の進め方について

- ・第54回委員会（12/7）で部会としての最終案を示したい。委員会で再度議論をして河川管理者に提出したい。少数意見についてはこれまで通り、付したいと考えている。報告書（案）への意見がある場合は12月1日までに頂きたい。12月4日に修正作業を行うので、可能な委員にはご協力をお願いしたい（部会長）。

#### 4. 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者からの意見聴取がなされ3名から発言があった。主な意見は以下の通り。

- 伊賀水道用水供給事業については利水部会の段階から審議しておくべきだった。伊賀用水について現地調査をした印象としては、南部の市町村は水資源に不自由していないが、北部の都市によっては不足するのではないか、非常に難しい地域だなと思った。パイプライン工事もかなり進んでおり、浄水場の用地取得も既に完了しているということなので、伊賀用水事業を無視するのは現実的ではない。伊賀用水事業を認めた上で考えるべきではないか。我々としては、川上ダム以外の水源について検討し、「青蓮寺ダムの農業用水施設の利用」、「比奈知ダムから前深瀬川への導水」について意見書を提出した。この地域の水道事業は難しいので、部会としての意見書を提出する際には、三重県と伊賀市の意見書はきちんと確認した方がよいだろう。守田浄水場で「苦労される時はいつなのか」と質問し、「水田への取水時期である5、6月」という回答を頂いたが、本当に必要なのかという疑問も抱いた。報告書(案)で示されているソフトソリューション（伊賀用水と農業用水の合同井堰、岩倉地点での湧水流量に基づいた再検討）については審議を深めて欲しい。難しい地域ゆえに格好の例題となるので、今後も取り組みをお願いしたい。
- 参考資料1として、三重県伊賀市内の農業用水が法の不備のために流水占用届け出制度のもとで許可水利権に移行したはずなのに慣行水利権台帳から抹消されずに残されている問題を指摘している。昭和42年の流水占用届け出制度施行時に、多くの水利権者が過大に取水容量、かんがい面積を膨らませて届けている。流水占用事務は矛盾を抱えたまま、時代の変化にも適応していない農業利水、幻の水需要を多く残している。やはり、水需要管理体制へ転換する必要性を強く感じる。流域住民は、自然豊かな川らしい川に戻らなければならないこと、水の利用のあり方を住民自身が決定しなければならないことを求めている。報告書(案)はすばらしい方向性だが、まだ先がある。
- 水質の問題が議論されていない。合流式処理が原因で鴨川には下水が流されている。琵琶湖ではほ場からの農業排水による汚染が問題になっている。

以上